



放課後児童クラブ利用料軽減事業のお知らせ

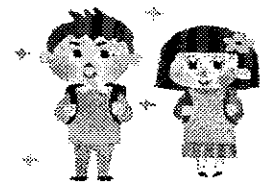


那覇市では、ひとり親世帯・生活保護世帯等の小学校1年生から6年生の保護者に対して、那覇市に届け出のある放課後児童クラブ(学童)の利用料(飲食費及び課外活動費を除く)の一部を補助しています。

1 補助対象の方

那覇市に居住し、市に届け出のある放課後児童クラブに通っている小学校1年生から6年生の児童であり、かつ、保護者が利用月の初日において下記のいずれかに該当することとします。

- ① 児童扶養手当を受給している方
- ② 公的年金受給により児童扶養手当は受給していないが
母子・父子家庭等医療費助成を受けている方
- ③ 生活保護を受給している方



2 補助の内容

児童クラブの月額保育料(おやつ代等は除く)の半額を那覇市が負担します。
(上限5千円)

3 申請に必要な書類

- ① 那覇市放課後児童クラブ利用料軽減事業利用開始申込書

* 申込書は、各放課後児童クラブ(学童)にて配布しています。

- ② 下記の該当するものいずれか

○ 児童扶養手当を受給している方 ⇒ 児童扶養手当証書の写し

○ 公的年金受給により児童扶養手当は受給していないが
母子・父子家庭等医療費助成を受けている方 ⇒ 母子・父子家庭等医療費助成
受給者証の写し

○ 生活保護を受給している方 ⇒ 生活保護受給者証の写し

4 提出先

各放課後児童クラブ(学童)に、申請に必要な書類を提出してください。

詳細につきましては、各児童クラブまでお問い合わせください。